

事 務 連 絡  
平成 28 年 7 月 28 日

都道府県  
各 指定都市 保育担当課 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

## 「『保活』の実態に関する調査」の結果等を受けた対応について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、いわゆる「保活」(子どもを認可保育所等に入れるために保護者が行う活動をいう。)の実態を把握するため、平成 28 年 4 月 11 日から 5 月 31 日まで、「『保活』の実態に関する調査」(以下「保活調査」という。)を行うとともに、待機児童問題の解消や今後の施策の検討に活用するため、平成 28 年 3 月 22 日から 5 月 13 日まで、「保活」及び「保育制度全般の改善」について、ホームページにおいて広く意見の募集等を行いました。

それぞれについて、4 月 30 日までに回答のあったものについては、5 月 20 日時点で既に公表していますが、今般、5 月 1 日以降に得られた回答を踏まえて数値等の更新を行い、最終結果として改めて公表を行っておりますので、お知らせします。

また、保活調査の結果を踏まえ、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)において行っている利用調整等に関して、特に御留意いただきたい事項を下記のとおり示しているところであり、貴課におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、可能な限りその趣旨を踏まえた対応を行っていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 利用調整に係る基準の公表

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、特に待機児童が発生している市町村において、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。)第 2 の 7 において示している「優先利用に関する基本的考え方」等も踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

保活調査で寄せられた意見の中で、利用調整に係る点数付けの基準及びその点数の公表や、加点の基準の明確化等を求める回答が多かったことから、利用調整における選考過程の透明化を図り、もって保育所等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、利用調整に当たって点数付け等を行っている市町村においては、当該点数付けの際の考慮要素となる項目や基準等の公表及び周知に努めること。

また、入所申込者からの求めがあった場合等は、当該申込者に係る点数等を開示するなど、申込者に対するきめ細かな支援を積極的に行うよう努めること。

## 2 優先入所に係る取扱い

利用調整に係る優先利用の考え方については、留意事項通知第2の7において示しているところであるが、保活調査で寄せられた意見の中で、兄弟姉妹を別々の園に通わせることへの負担が大きいことや、保育士自身の子どもが保育所に通えないために職場復帰できないこと、小規模保育等の地域型保育事業を卒園した後も継続して保育所等に通えるか不安、等の回答が多く見受けられたことから、利用調整を行うに当たって、市町村においては、以下の場合における優先的な取扱いについて改めて配慮すること。

- (1) 兄弟姉妹(多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄姉が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定子ども園の利用を希望する場合を含む。)について同一の保育所等の利用を希望する場合
- (2) 保育士等の子どもが保育所等の利用を希望する場合
- (3) 小規模保育等の地域型保育事業の卒園児童である場合

## 3 保育コンシェルジュの設置促進

保育コンシェルジュの設置促進については、「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」において周知を行ったところであるが、保活調査で寄せられた意見の中で、保育所等の情報収集に関する苦勞や、市町村からの情報提供が不十分である、等の回答が多かったこと、また、保育コンシェルジュを設置している市町村において、待機児童の解消に一定の効果をあげていることから、保育コンシェルジュを設置していない市町村においては、保育コンシェルジュの事業を実施・促進することにより、

- ・ 4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様なサービスにつなげること
- ・ 申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
- ・ 小規模保育事業卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進すること

に努めること。